

政治資金監査マニュアル及び 政治資金監査に関する研修テキストの改定（案） 第5回政治資金適正化委員会からの主な変更点

1 政治資金規正法施行規則改正・振込明細書への支出の目的の追記による記載関係 <テキスト新旧 3, 7, 9, 11, 12頁>

<テキスト新旧 7頁>

○ 第5回委員会提示案

7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書に係る支出目的書とともに振込明細書を確認する必要があること。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

振込みの方法により支出をした場合

振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、当該振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。

○公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い（以下略）

○ 修正案

7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）とともに振込明細書を確認する必要があること。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

振込みの方法により支出をした場合

振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、当該振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

○公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い（以下略）

<テキスト新旧 9頁>

○ 第5回委員会提示案

政治資金監査において会計帳簿に記載された支出（人件費を除く。）と突合を行う書面

(1) 略

(2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と突合する。

なお、振込みの方法による支出であって振込明細書があり、振込明細書に係る支出目的書が作成されている場合は、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と突合する。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

○領収書等を徴し難かった支出の明細書とは 以下略

○ 修正案

政治資金監査において会計帳簿に記載された支出（人件費を除く。）と突合を行う書面

(1) 略

(2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」と突合する。

なお、振込みの方法による支出であって振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）がある作成されている場合は、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書これらの書類と突合する。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

○領収書等を徴し難かった支出の明細書とは 以下略

○ 第5回委員会提示案

(2) 領収書を徴し難い事情の具体例

31. 「領収書を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。

- ・ 香典・祝儀（略）
- ・ 金銭以外の支出（略）
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入（略）
- ・ 振込みの方法による支出

振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書を発行しない場合が想定されるため。

なお、金融機関が作成した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。

（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

振込明細書への支出の目的の追記による記載

振込明細書に支出の目的が記載されていない場合、会計責任者が支出の目的を追記しても差し支えない。

○ 修正案

(2) 領収書を徴し難い事情の具体例

31. 「領収書を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。

- ・ 香典・祝儀（略）
- ・ 金銭以外の支出（略）
- ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入（略）
- ・ 振込みの方法による支出

振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書を発行しない場合が想定されるため。

なお、金融機関が作成した振込明細書（振込金受領証を含む。）がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。

（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

<テキスト新旧 3頁>

○ 第5回委員会提示案

収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの）
（振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）
- ・ 政治資金監査報告書

○ 修正案

収支報告書に併せて提出すべきもの

収支報告書に併せて提出すべきものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書等の写し、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るもの）
（振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）
- ・ 政治資金監査報告書

<テキスト新旧 11頁>

○ 第5回委員会提示案

領収書等を徴し難い事情がある場合の提出書面

国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難い事情があったもののうち、収支報告書に支出の明細を記載した支出については、当該支出に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書（振込明細書に係る支出目的書を作成した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び当該振込明細書の写し。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要。）を収支報告書に併せて提出する必要がある。

○ 修正案

領収書等を徴し難い事情がある場合の提出書面

国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難い事情があったもののうち、収支報告書に支出の明細を記載した支出については、当該支出に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書（振込明細書に係る支出目的書を作成した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び当該振込明細書の写し。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要。）を収支報告書に併せて提出する必要がある。

2 政治資金監査・政治資金監査報告書チェックリスト関係

＜テキスト新旧 29頁＞

○ 第5回委員会提示案

1. チェックリストの活用

(1) 政治資金監査チェックリスト

政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。

政治資金監査チェックリスト

(参考資料 I.) 政治資金適正化委員会において示されたチェックリストや関係士業団体が示したチェックリストを活用することが望ましいものであること。

(2) 政治資金監査報告書チェックリスト

政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。

政治資金監査報告書チェックリスト

(参考資料 II.) 政治資金適正化委員会において示されたチェックリストや関係士業団体が示したチェックリストを活用することが望ましいものであること。

○ 修正案

1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用

(1) 政治資金監査チェックリスト

1. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。

(2) 政治資金監査報告書チェックリスト

2. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。

政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト

(参考資料 I.) 「政治資金監査チェックリスト」及び(参考資料 II.) 「政治資金監査報告書チェックリスト」を参照すること。なお、関係士業団体においてもチェックシートが示されているところであること。

3 収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合の記載例の追加関係

＜テキスト新旧 15頁＞

○ 第5回委員会提示案

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。
- ・ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合、記載例(1)の例によること。なお、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例(1)の例によるほか、記載例(4)の例によることができる。

○ 修正案

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。
- ・ 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合、記載例(1)の例によること。なおただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例(1)の例によるほか、記載例(4)の例によることが望ましいものであることできる。

4 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応関係

＜テキスト新旧 29～30頁＞

○ 第5回委員会提示案

2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。

収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

以下の事情が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう予め会計責任者等に伝えておくこと。

- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合
- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合

(参考資料 V.)「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。

○ 修正案

2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

3. 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。

収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

以下の事情が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう予め会計責任者等に伝えておくこと。

収支報告書の提出後に生じた事情とは、以下のとおりである。

- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合
- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書と共に収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合

また、収支報告書の提出後に生じた事情により、事情変更後の支出全体の状況又は収支報告書の訂正内容について、会計責任者等から登録政治資金監査人が確認を求められた場合は、通常の政治資金監査と同様の方法により確認を行い、その結果については「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

~~（参考資料 V.）「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。~~

収支報告書の提出後に生じた事情とその対応に関する見解等

（参考資料 V.）「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。